

秦野市職員措置請求に関する監査の結果

平成28年12月16日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく秦野市職員措置請求（住民監査請求）について、その結果を次のとおり公表する。

平成29年1月27日

秦野市監査委員 井上 文男

秦野市監査委員 荒川 裕美子

秦野市監査委員 諸星 光

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求内容

本件請求書の一部を抜粋し、以下枠内のとおり、請求の要旨となるものを原文のまま記載しました。なお、平成29年1月6日付けで提出された補正書の内容を反映しています。

「市長に対して秦野市立公民館の利用者からの使用料の賦課徴収し、職員の給与等に支出（流用）、または今後の職員の給与等に支出が予測されることは「法令」に違反する旨を勧告し使用料の徴収を是正する措置」を執ることを求める

1 請求の要旨

秦野市立公民館は、「文化、学術等の教養を高める事業を行い、すべての市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的」としている施設であり、これは行政財産である。

市が、秦野市立公民館の目的に沿って市民が使用することに使用料を徴収することは、地方自治法第225条及び第238条の4第7項に違反する。

また、地方財政法第27条の4は、市町村に対し、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費は、政令で定めるものについて、住民に対し、その負担を転嫁してはならない旨を定めている。

同法施行令第52条は、「市町村の職員の給与に要する経費」をあげているので公民館職員については、同法例が適用される。

そこで、地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」のである。同法第2条第17項「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」

しかるに市長は、秦野市立本町公民館の利用者（市民）からの使用料を賦課し徴収しているが、その賦課徴収された使用料378万7,000円（平成27年度決算）の一部が職員の給与等として支出（流用）されているのは適正な財政運営を損なっている、または今後職員の給与等に支出することが予測される。

これは地方財政法第27条の4等に違反するので貴委員において、市の適正な財政運営が損なうことによる不当に住民に負担を強いるものであるから市長に対し「法令」違反を勧告し、利用者（市民）から使用料の賦課徴収を是正するよう措置を執ることを求める次第である。

第2 請求の補正

本件請求は、平成28年12月16日に受付をし、同月27日に要件審査を実施した結果、請求内容の確認が必要であると判断し、同月28日付けで補正を求めたところ、平成29年1月6日に請求人による補正書の提出がありました。

第3 請求に対する判断

法第242条に規定する住民監査請求は、違法若しくは不当な、次のいずれかの財務会計上の行為又は怠る事実が対象となります。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行
- (4) 債務その他の義務の負担
- (5) 前記(1)ないし(4)の行為が相当の確実さで予想される場合
- (6) 公金の賦課徴収を怠る事実

(7) 財産の管理を怠る事実

しかし、上記のいずれかに該当するとしても、住民監査制度は、市民がその居住する地方公共団体の職員の違法若しくは不当な上記行為又は怠る事実により、地方公共団体に発生した損害を回復又は発生するおそれのある損害を予防するためのものであることに鑑みると、請求対象が地方公共団体に損害をもたらさない職員の行為又は怠る事実については、住民監査請求の制度趣旨になじまないと考えられます。このことについては、最高裁判所判例でも、監査対象が某市に損害をもたらさない法人市民税の通知行為であるとして、請求を却下した某市監査委員の判断を適法としています（最高裁平成6年9月8日判決）。

本件請求対象のうち、一部を職員の給与として支出（流用）される使用料の賦課徴収を違法とする請求については、上記要件のいずれにも該当していません。また、給与等の支出（流用）を違法とする請求については、上記要件(1)の公金の支出に該当しますが、給与は労働の対価であり、働いた職員に対し、市は職員の給与に関する条例等の定めにより支払義務を負うことに鑑み、仮に使用料の一部を職員の給与等として支出したとしても、市に損害をもたらす行為ではありません。

よって、本件請求は、内容が法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないものと解されることから、監査委員の合議により、これを却下することが相当であると判断しました。